

亘理町監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 5月31日

亘理町監査委員 齋藤 功
亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査実施月日 平成24年5月14日（月）～ 5月16日（水）の3日間

2 監査の対象

- 【平成23年度】
- (1) 吉田西部地区まちづくり協議会 2件
まちづくり協議会支援業務委託料
まちづくり協議会コミュニティ助成金
 - (2) 吉田東部地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援業務委託料
 - (3) 荒浜地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援業務委託料
 - (4) 保育所ちびっこランド亘理園 1件
認可外保育施設運営事業補助金
 - (5) 家庭保育よちよち 1件
低年齢児対象家庭的保育事業委託料

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金について、亘理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金の経理については、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。